

道路工事施行承認申請に当たって

1 開口部の幅、歩道の切り下げについて

歩道の切り下げ、ガードレール撤去等の工事を行う場合は、道路法第24条の規定による道路工事施行承認申請が必要となります。

工事費用については、道路法第57条の規定により、申請者の負担となります。

2 出入口の設置場所等の承認基準について

出入口の設置については、以下に掲げる制限があるので、留意してください。

(1) 出入口の設置場所は、隣接敷地との境界から4メートル以上、既存の出入口から8メートル以上の間隔を保って設置すること。

また、出入口の設置箇所は、同一路線に1箇所とすること。

ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔を原則として8m以上を確保できるときは2箇所とすることができる。

なお、不要となった出入口は、歩車道境界ブロックで閉鎖すること。

(2) 原則として次に掲げる場所以外であって、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とすること。

- ① 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5メートル以内の部分
- ② 横断歩道（停止線）から5メートル以内の部分
- ③ バス停留所から10メートル以内の部分及びバス停車帯の部分
- ④ 消防用施設の設置場所から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知器の設置場所から1メートル以内の部分
- ⑥ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分
- ⑦ やむを得ない場合を除き、街路樹、大型標識、道路照明灯その他道路施設の移設が生じない場所に設置すること。
- ⑧ その他道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

(3) やむを得ない理由によって道路施設等の移設を行う場合は、その費用についても申請者の負担となるので留意すること。

なお、出入口の設置により、既存の占有物件の移設が必要となる場合は、当該移設についての占有者の同意書を添付すること。

(4) 出入口（開口部）の幅は、歩行者等の安全を確保するため、通行に必要な最小限とし、上限は原則として別表によることとする。

別表

自動車 の 区 分			開口部の幅
小型自動車 普通自動車	長 さ	4. 7 m以下	4. 2 m以下
	幅	1. 7 m以下	
	最小回転半径	6. 0 m以下	
大型自動車	長 さ	4. 7 m超～12. 0 m以下	8. 0 m以下
	幅	1. 7 m超～ 2. 5 m以下	
	最小回転半径	6. 0 m超～12. 0 m以下	

*1 上表により難い場合については、個別に軌跡図に基づき必要最小限の開口部の幅（最大値12. 0m）とする。

*2 6.0m以上の開口部を設ける場合、側溝はボックスカルバートに入替を行うこと。

3 補強舗装、側溝入替等について

一般の歩道部と出入口では、舗装厚、側溝の壁厚、側溝蓋厚の相違があるため、以下に掲げる補強等が必要となります。

（1）自動車の出入口を新設する場合

開口幅と影響範囲（両側のすり付け部分0. 6mずつ計1. 2m）を補強舗装すること。

また、側溝が出入口用になっていない場合は、出入口用に入れ替えること。

出入口両端部の縁石は自動車の接触により損傷を受けやすいため、エプロン一体型にして外れにくいようにすること。

（2）大型車及び多数の自動車を通行させる出入口の場合

側溝をボックスカルバートに入れ替え、自動車の歩道内へのはみ出しを防止するための施設（車止め、さく等）を敷地内に設置すること。

4 付加車線の設置について

1日当たりの自動車交通量が10, 000台を超える道路に面して大規模な工場、市場、トラック・ターミナル、流通センター、住宅団地その他これらに類する施設への出入口を設置する場合で、当該出入口の設置により道路交通に著しい支障を与える恐れがあると認められるときは、付加車線を設置すること。

5 出入口を廃止する場合には、道路工事施行承認申請による承認を受けた上で、現状に回復すること。

6 事前相談について

建築確認申請の前（建築計画の段階）に事前相談をするようにしてください。

相談前には現地調査を行い、原則メールで、以下の図書を添付のうえ事前相談を行ってください。

(1) 現況平面図

現況の境界ブロック、ガードレール、側溝（*）、植樹帯、集水桝、標識等柱類、横断歩道、交差点、既設開口幅等の寸法等を記載したもの

(2) 土地利用計画図

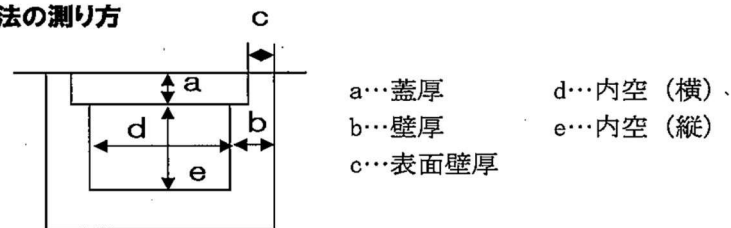
用途、建物配置、駐車スペース（普通車・大型車の別を記入したもの）・予定開口部と既存の隣接開口部の位置関係等を記載したもの

(3) 現況のカラー写真

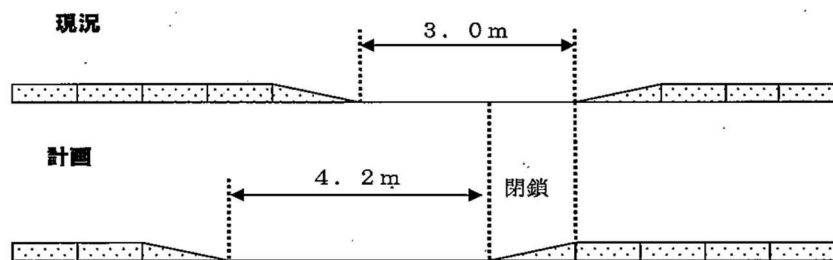
道路側（敷地正面）と道路の横方向（敷地側両面側）から撮影したもの、側溝の厚さ等の道路構造物がわかるもの

（上表の開口幅を超える場合）軌跡図

***側溝寸法の測り方**



***歩車道境界ブロック切り下げ参考図**



7 申請について

道路工事施行承認申請書の記入要領に留意するとともに、道路工事施行承認申請書（記入例）を参照してください。

申請書及び添付図書については3部提出してください。（軌跡図も必要に応じて提出）

（本庄市児玉町・美里町・神川町は2部提出）

平面図、縦断図及び横断図の比較（現況と計画）できるものを作成してください。

8 その他

道路工事施行承認は、出入口についての独占的な使用権を設定するものではないので、歩行者等の通行の妨害とならないよう十分に留意してください。

問い合わせ先

埼玉県本庄県土整備事務所 管理担当

住所：〒367-0031 本庄市北堀818-1

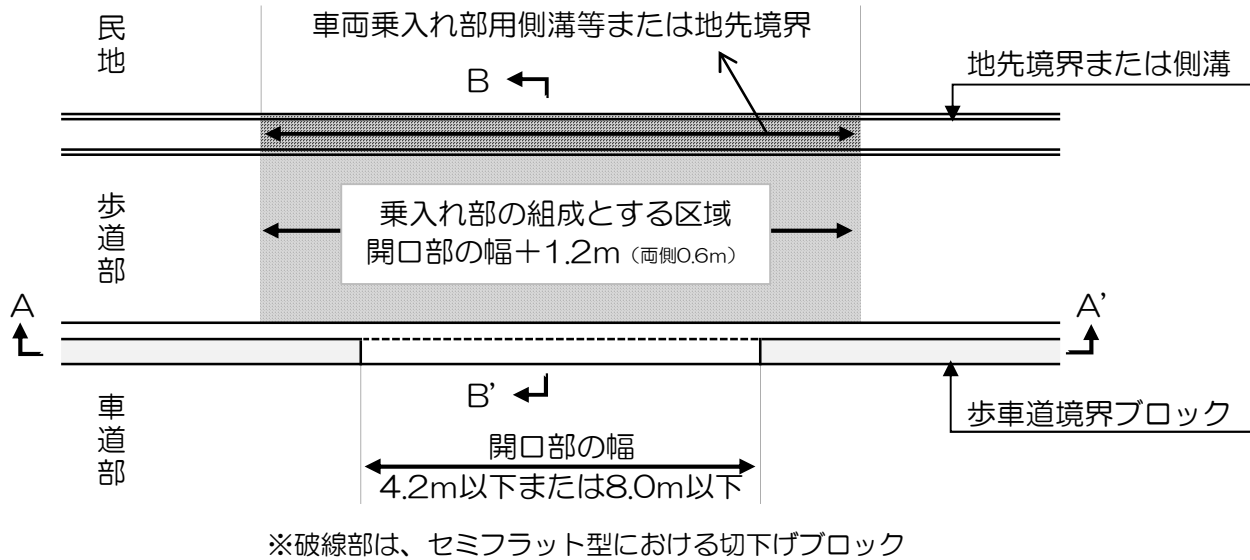
電話：0495-21-3141

メール：u213141a@pref.saitama.lg.jp

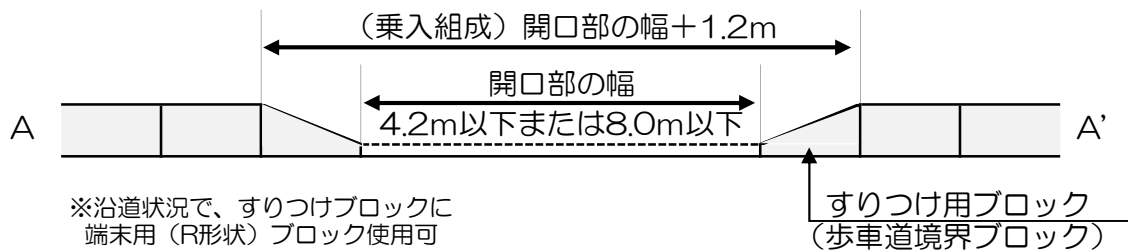
開口部の構造

◆セミフラット型（標準歩道高さ5cm）、フラット型

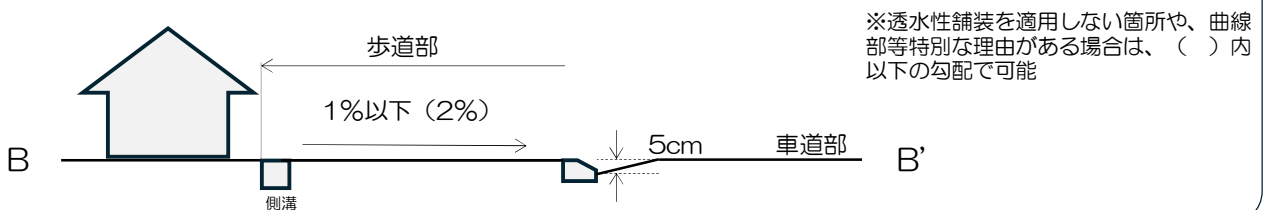
<平面図>



<A-A'断面図（縦断図）>

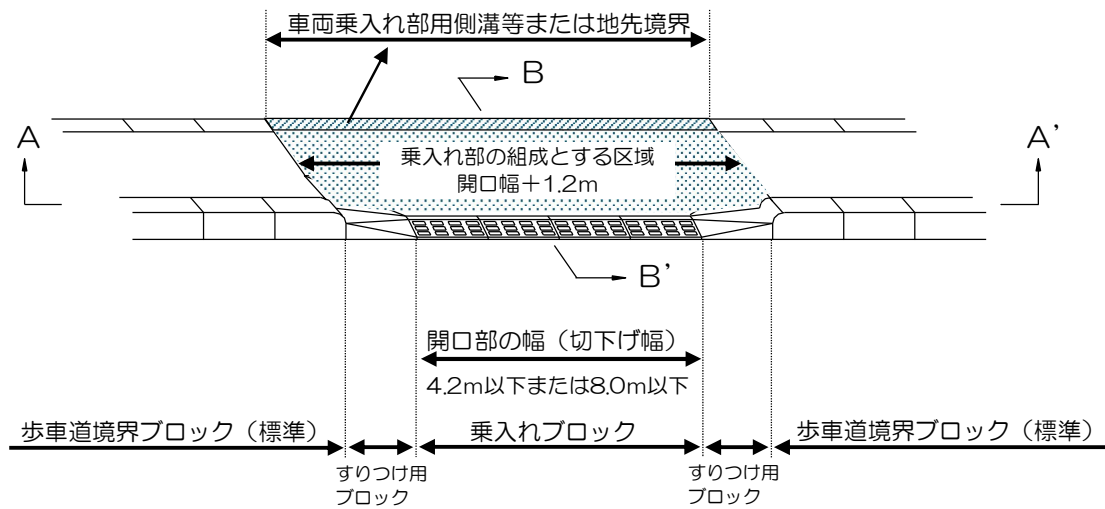


<B-B'断面図（セミフラット型）>

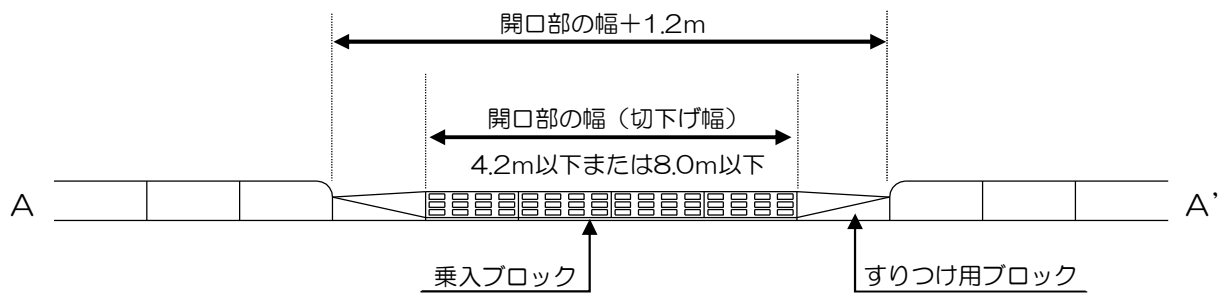


◆マウントアップ型

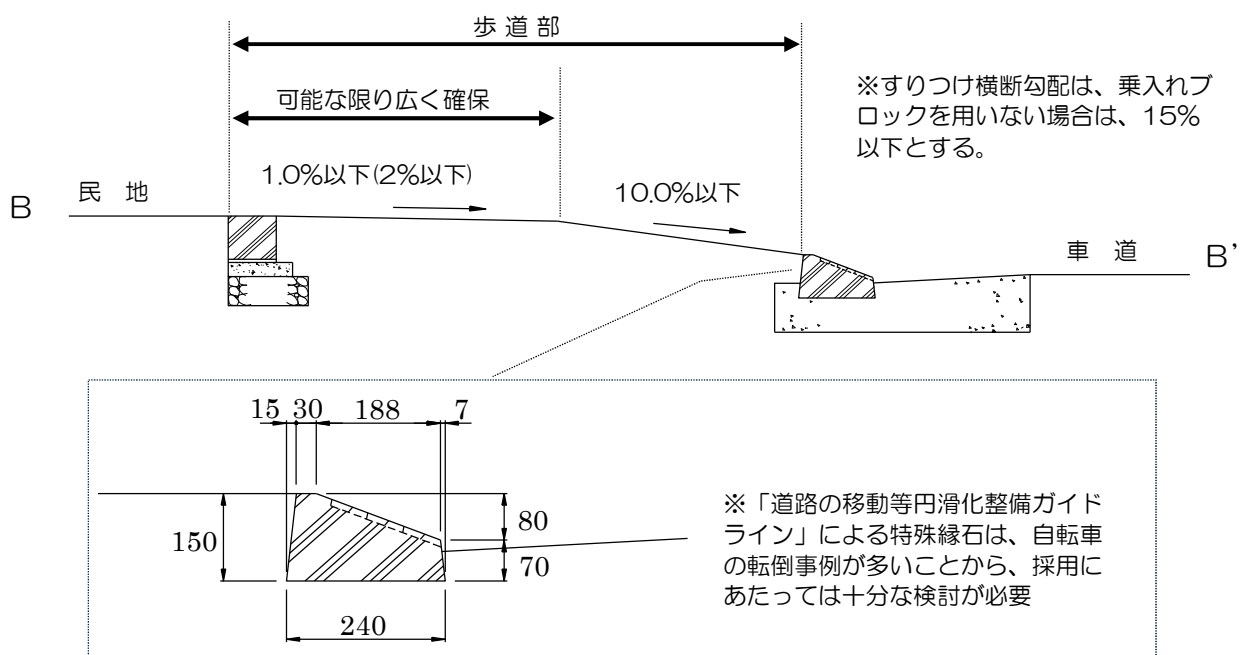
<平面図>



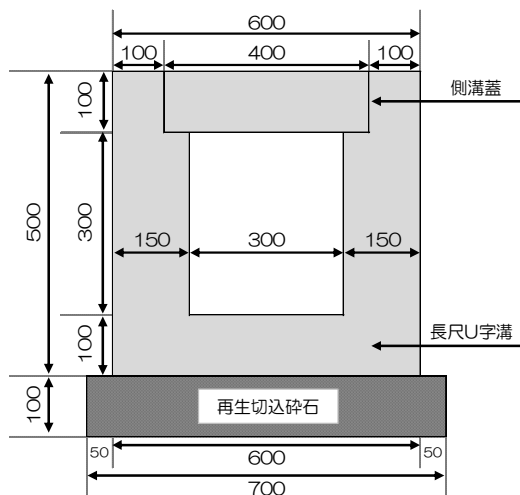
<A-A'断面図 (縦断図)>



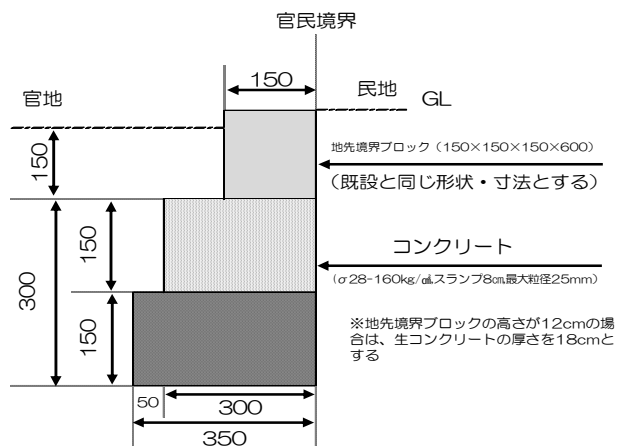
<B-B'断面図>



◆出入口側溝構造（単位：mm）



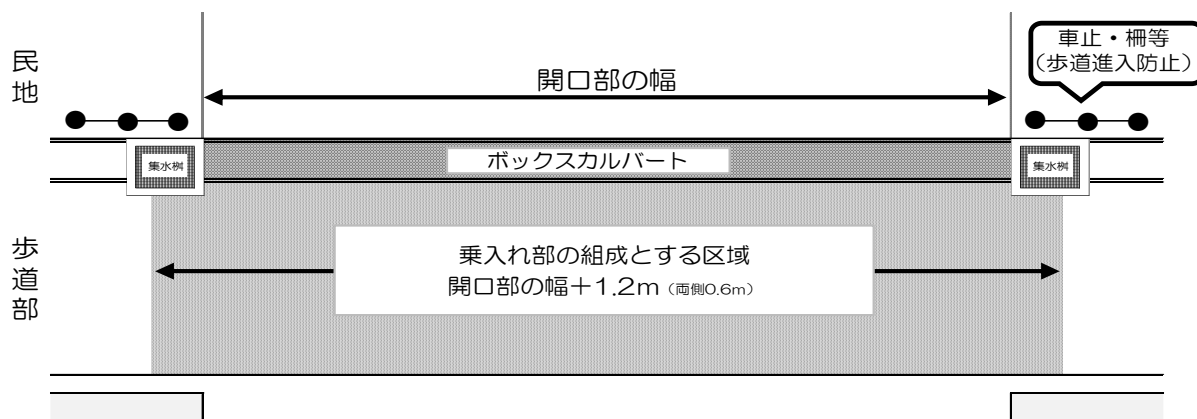
◆出入口地先境界構造（単位：mm）



◆ボックスカルバート構造図（単位：mm）

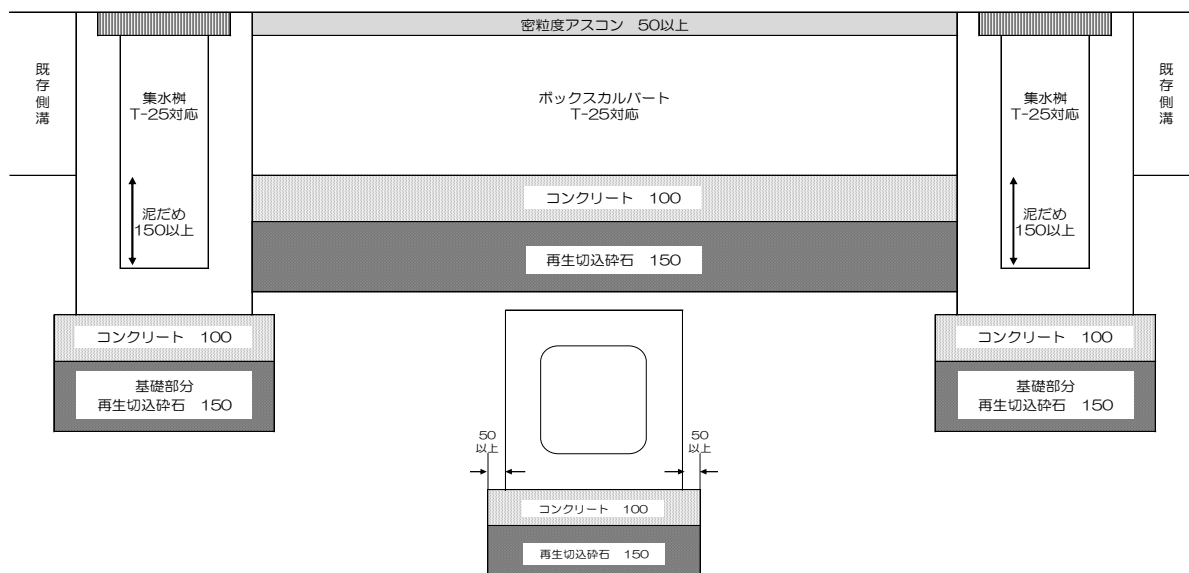
※原則、6m以上の開口部を設置する場合はボックスカルバートに入替

＜平面図＞



＜ボックスカルバート縦断図・断面図＞

※集水樹の蓋はノンスリップ型、細目幅（10以下）とすること



道路工事施行承認申請書

令和 XX 年 XX 月 XX 日

(あて名)

埼玉県 本庄 県土整備事務所長

申請者は事業主本人（建築主・発注者）

〒 123-4567

住 所 ○○市○○123

氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役○○ ○○

担当者（連絡先）氏名 ○○部○○課 ○○ ○○

TEL 0495-XX-XXXX

メール XXXX@XXXX.XX.jp

工事始期は「承認日」以降（空欄可）
工事終期は必ず記載

道路法第24条の規定により承認を申請します。

工事目的	占用住宅(店舗・工場など)の出入口設置(移設) 等		
工事場所	県 ○○○○	道 ○○市○○1-2-3 線 ○○市○○1-2-5	地先から 地先まで
工事期間	令和 年 月 承認 日から 令和 XX 年 XX 月 XX 日まで	間	工事概要 歩道切下げ新設(移設) X.Xm ・歩車道境界ブロック撤去 X.Xm ・歩車道境界ブロック新設 X.Xm ・ボックスカルバート新設(U字溝入替) X.Xm ・集水桝新設 2基 ・舗装補強 XX.Xm ²
工事方法	請負施行 ○○株式会社 (担当:○○ 連絡先0495-XX-XXX)		
施行後の物件等の処理	工事の結果完成した物件は、完了確認を経て寄附します。 工事による道路となる土地は、別途手続きを経て寄附します。		
添付図書	案内図（位置図等） 横断面図（縮尺記載）	平面図（土地利用計画書等） 構造図（設計書等）	縦断面図（縮尺記載） 保安図 カラー写真

記入要領

- 1 本人以外の者が申請しようとする場合は、委任状を添付してください。
 - 2 申請者が法人である場合は、「氏名」欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名等を記入してください。
 - 3 「工事目的」欄には、工事を必要とする理由を具体的に記入してください。
 - 4 「工事方法」欄には、自分で工事をするときは「自己施行」と記入し、請負によるときは「請負施行」及び請負会社名・担当者名を記入してください。
 - 5 「工事概要」欄には、工事の種類（例：歩道切下げ・取付け・切土・盛土・側溝移設・街路樹移設・ガードレール新設・移設・撤去 等）、歩道・車道・法敷（のりしき）の別及び施行数量を記入してください。なお、図面により示す場合は、その旨も記入してください。
 - 6 各記入事項のうち、当該欄に記入しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付してください。
- ※ 添付図書等で不明な点がある場合は、担当におたずねください。